

企業統治【コーポレート・ガバナンス】について

基本的な考え方

当行では、コーポレート・ガバナンスの充実は、「地域金融機関として地域社会の発展に尽くし共に栄える」との経営理念に則り、企業価値の向上に努めるとともに、株主の皆様をはじめとし、お客様、地域の皆様など全てのステークホルダーの方々から厚い信頼を確立していくために、最も重要な経営課題の一つであると認識しております。

このような認識のもと当行では、コンプライアンス委員会を設置し役職員のコンプライアンス意識を高めるための研修や教育を徹底しております。また、的確な経営の意思決定、決定に基づく迅速な業務執行、並びに適正な監査・監督の体制を構築し、総合的なコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

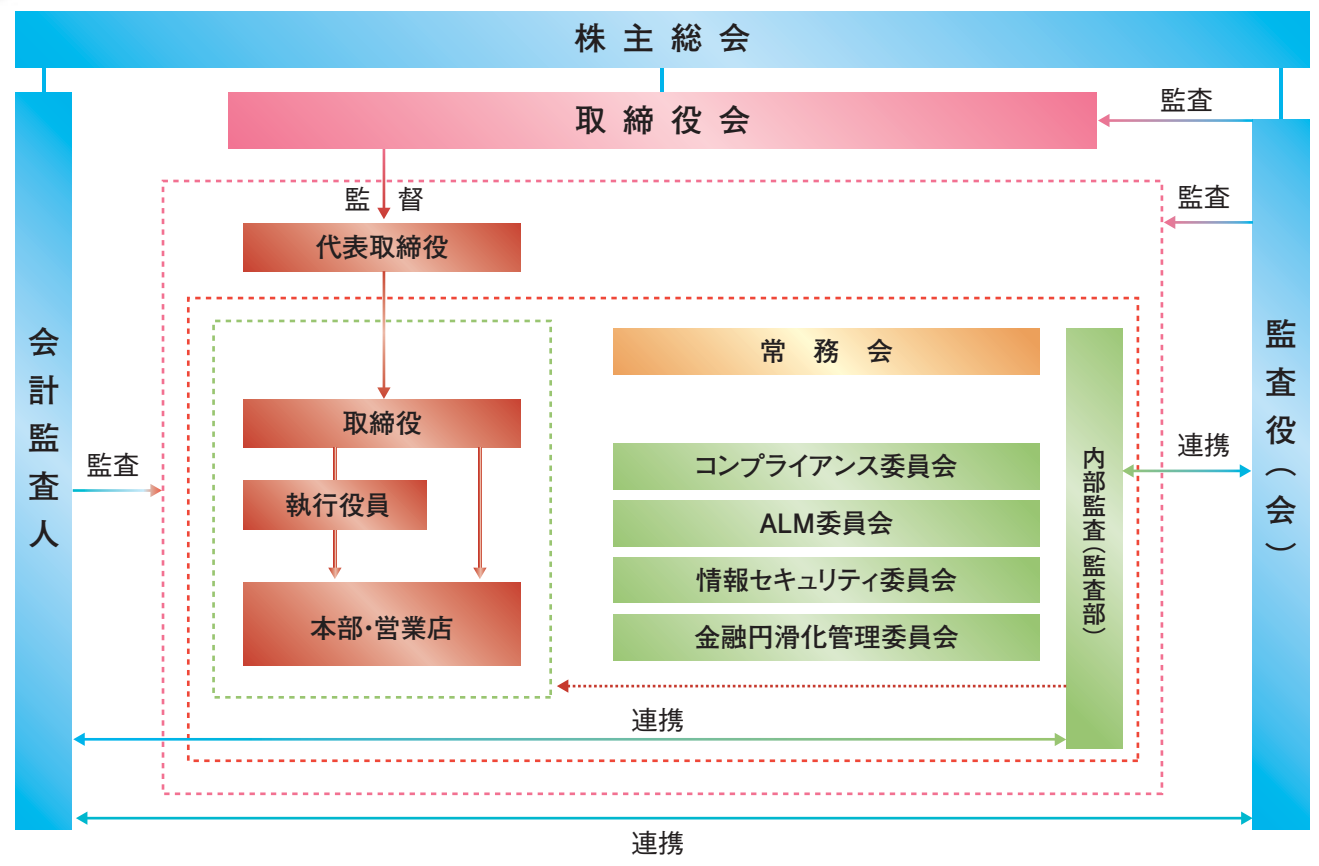
企業統治の体制の概要等

当行では監査役制度を採用しておりますが、経営への監督機能を発揮するため、公共性・中立性が高い社外取締役を選定しております。また、独立性が高い人物を含む社外監査役3名と常勤監査役1名からなる監査役会が取締役に対する監査機能を発揮することで、経営の監督・監査の客観性及び中立性を確保する体制としております。監査役会は会社法第2条第16号に規定された社外監査役3名を含む4名で構成しており、さらに社外監査役の弁護士野村弘氏を独立役員に指名しております。社外監査役を3名とすることで監査機能の強化を図るとともに、独立役員1名の指名により一般株主保護に努めております。

取締役会は取締役7名で構成しております。また会社法第2条第15号に定める社外取締役1名を選任し、取締役会の牽制機能を強化するとともに、取締役の業務執行状況について監督しております。

平成21年度の取締役会は15回開催され、的確な意思決定が行われております。また、常務取締役以上及び常勤監査役で構成される常務会は平成21年度に72回開催しており、取締役会で定めた基本方針に基づく業務執行や常務会規程に基づく付議案件等について審議するとともに、重要な銀行業務に係る意思決定機関としての機能を担っております。

コーポレート・ガバナンス模式図



内部統制システム

当行は業務の適正を確保する体制を整備するため、次の通り内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

1.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号)

- (1) 銀行の社会的責任と公共的使命を基本とした企業倫理の構築を図るため、コンプライアンスマニュアルを制定し、法令等遵守が経営の最重要課題であることを認識しその徹底を図る。
- (2) 法令等に違反の疑義が生じた場合は、法令及び就業規則等に基づき適切な措置をとるとともに、必要な対応策を迅速に講ずる。
- (3) コンプライアンス管理体制の充実のため、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し、その進捗状況を管理・分析する。
- (4) 法令等遵守に関する諸問題に対し円滑な対応ができるよう組織体制・規程の整備を図るとともに、法令等遵守に関連する法務情報の収集に努め、適切な対応を行なう。
- (5) 反社会的勢力への対応についてコンプライアンスマニュアルに定め、反社会的勢力に毅然として立ち向かい、関係遮断を重視した体制を構築する。
- (6) 監査役は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを監視・検証し改善勧告を行なう。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役の職務の執行にかかる情報を記録し、その取扱いに関する規程に従い、保存及び管理する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 業務運営の長期的な安定を確保するため、リスク管理の方針及びリスク管理に係る規程を取締役会において決定する。
- (2) 統合リスク管理及び資産・負債の総合管理にかかる事項を組織横断的に管理するため、ALM委員会を設置する。
- (3) リスク管理全体を統括する統合的リスク管理の統括部署を設置するとともに、リスクの種類ごとに主管部署を定め管理する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 取締役会は、経営計画を定め、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 取締役会は、執行役員に対し取締役会の決定した業務執行を行わせることができ、業務執行を監督するとともに必要に応じて指揮命令を行う。
- (3) 効率的業務執行のため、職務分掌及び責任権限の規程にもとづき職務の分担を定める。

5.使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 使用人に対し法令・定款及びその他の規程の遵守を徹底するため、コンプライアンスマニュアルを制定し、意識の醸成に努める。
- (2) コンプライアンスの整備・強化のため、コンプライアンス委員会を設置する。
- (3) コンプライアンス統括部署は年度毎に策定されたコンプライアンス・プログラムを適切に運営する。

6. 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 当行及び子会社が連携し、グループ全体としての業務の適正、経営の効率化並びにリスク管理を確保するため、子会社管理の規程を定め子会社を管理する。
- (2) 当行の監査部署は子会社を監査し損失発生危険性及び不適切な業務の内容が認められた場合、監査部署を担当する役付取締役及び常勤監査役に報告する。
- (3) 財務報告の適正性・信頼性を確保するため、当行及び子会社の財務報告にかかる内部管理体制を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役は職務を円滑に遂行するため、監査役は必要に応じ職務遂行を補助する使用人を置くことができる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第2号)

- (1) 監査役を補助する使用人は他部署の役職員を兼務せず、補助すべき期間中は取締役の指示、命令は受けないものとする。
- (2) 監査役を補助する使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定は常勤監査役に事前の同意を得る。また、人事考課は常勤監査役が行う。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 役員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合は当該事実を遅滞なく監査役に報告する。
- (2) 監査役からの監査業務の執行に必要と判断した報告の要請に対しては、取締役、使用人は速やかにその事項について報告する。
- (3) 取締役の職務の執行を監査するため監査役は重要な会議等へ出席する。

10. その他監査役が実効的に執行されることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。
- (2) 監査役は、職責を実効的に遂行する体制を確保するため、監査役会規程において定める権限を行使する。

● リスク管理態勢

当行では業務運営上発生が予想されるリスクについて、統合的リスク管理の考えのもと取締役会がリスク管理の基本方針、及び管理態勢を定めております。

リスク管理の基本方針では、リスクを定量化し自己資本と対比して管理する統合リスク管理と、統合リスク管理の対象外とするリスク管理とに区分し、前者は、資産・負債の総合管理、自己資本管理、流動性リスク管理に係る事項も含めALM委員会において管理する体制としております。後者はリスクカテゴリーごとに主管部署を明確にし、当該主管部署ごとに管理態勢の堅確化に努め、リスク要因の顕在化を抑制する管理体制としております。

■リスク管理組織体制



リスク区分	リスクの概要	主管部署
信用リスク	信用供与先の信用状態の変化に起因するリスク	ALM委員会
市場リスク	金利、株価、為替等の金融市場の変動に起因するリスク	
流動性リスク	資産・負債の流動性に起因するリスク	
オペレーショナル・リスク	内部プロセス・システム・人が不適切であること若しくは機能しないこと、又は外部要因に起因するリスクの総称	
事務リスク	内部プロセスが不適切であることや、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすこと等により損失を被るリスク	リスクコンプライアンス統括部
システムリスク	コンピュータシステムのダウン又は誤作動等システム上の不備や、コンピュータの不正使用等にともなう損失を被るリスク	事務統括部
その他 オペ・リスク	法務リスク	経営企画部 リスクコンプライアンス統括部
	人的リスク	人事部 リスクコンプライアンス統括部
	有形資産リスク	総務部
	風評リスク	経営企画部

[信用リスク管理]

- 融資業務の基本方針及び行動基準を定めた「融資規程(クレジットポリシー)」に基づいて厳正な審査、管理を行っております。
- 「信用リスク定量化システム」を導入し、「信用格付制度」に基づく信用リスクの定量的把握に継続的に取り組んでおり、信用リスク管理の高度化に努めております。

[市場リスク管理]

- 市場取引の基本方針とその管理基準を定めた「市場運用業務等の運用管理基準」に基づき、安定的な収益の確保を目指しつつ、リスクが許容可能な範囲に収まるように管理しております。
- 計量化されたリスクの状況はALM委員会において経営陣に報告され、同委員会ではリスクとリターンのバランス等に配慮しながら具体的な運用方針を決定しております。

[流動性リスク管理]

- ALM委員会において、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の管理を行っております。
- 資金管理部署である市場金融部では、対外的な資金決済状況を一元的に把握するなどリスクの制御に努めております。

[事務リスク管理]

- リスクコンプライアンス統括部を統括部署として、事務諸規定の整備、研修及び営業店事務指導実施等により、厳正な事務取扱いの定着に努めております。
- 検査の実施により不正過誤の発生防止に努めているほか、内部監査の実施により内部管理体制の適切性・有効性を検証し、事務リスクの顕在化防止に努めております。

[システムリスク管理]

- 当行は基幹システムの運営・管理を外部へ委託しておりますが、委託先との定例会を実施するとともに、委託先と共同で管理体制の整備を図るなど、システムリスクの顕在化防止に努めております。

[その他オペ・リスク]

- リスクの区分毎に主管部署を明確にし、当該主管部署ごとに管理態勢の堅硬化に努め、また、検査及び内部監査の実施により、リスク要因の顕在化を抑制しております。

● 法令等遵守(コンプライアンス)態勢

銀行は、金融機能を通じて経済社会に対して高い公共的使命と社会的責任を担っていることから、公正な企業活動が要請されており、その役職員にもより厳格な行動基準が求められています。

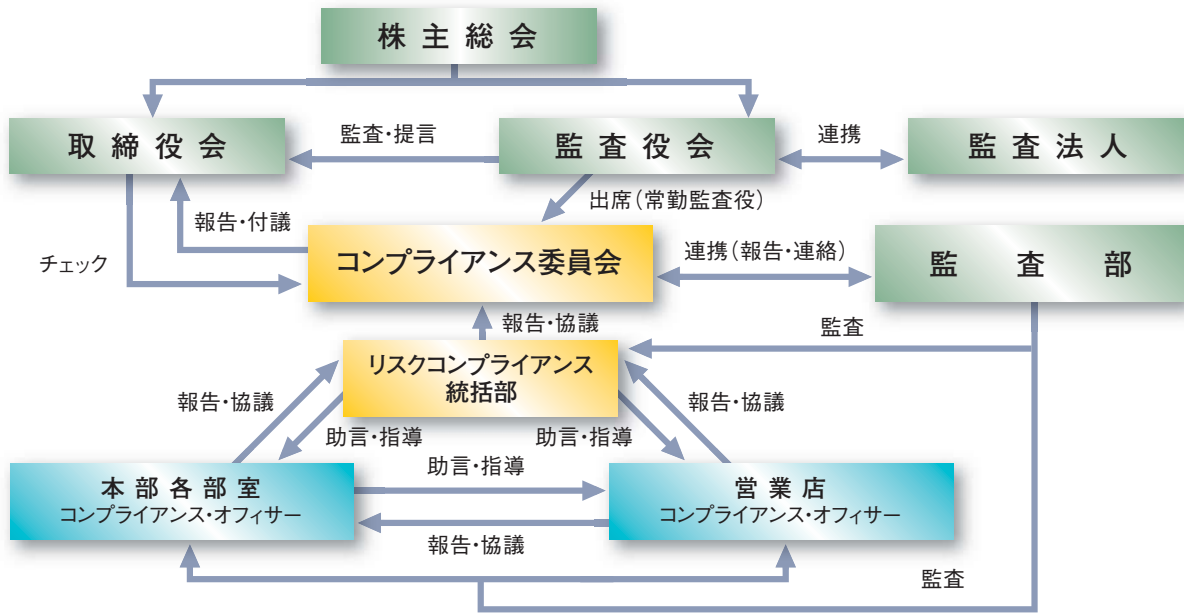
コンプライアンスとは、法令や規則を単に遵守することばかりではなく、社会的規範、行内規則などのルールに従い、社会人として良識ある行動をとるという意味を持っています。

当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして掲げ、コンプライアンスを重視した企業風土の醸成のため、体制の整備と遵守態勢の徹底に取り組んでいます。

当行のコンプライアンス体制は、コンプライアンスに関する重要事項を協議・決定する機関として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス体制を統括する部署として、リスクコンプライアンス統括部を設置しております。また、本部・営業店それぞれにコンプライアンス・オフィサーを配置し、日常の管理・研修等を通じて全行レベルでコンプライアンス意識の向上を図っております。

コンプライアンスの徹底にあたっては、コンプライアンスを実現させるための実施計画として毎年度コンプライアンス・プログラムを策定し、体制の整備と遵守態勢の強化に取り組んでいます。また、当行役職員がコンプライアンスを遂行する上で具体的な手順を定めたコンプライアンス・マニュアルを全役職員に配布し徹底しております。

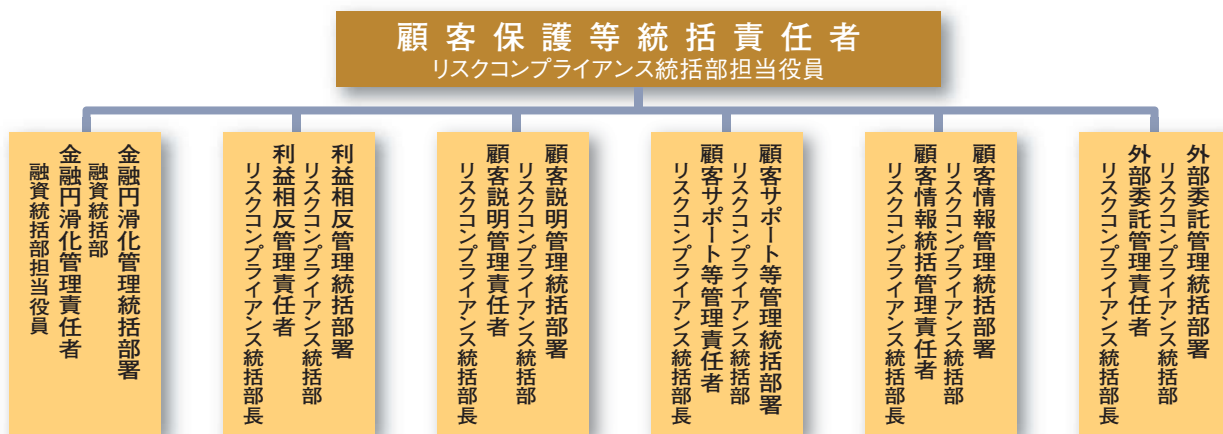
今後とも、コンプライアンスを重視した経営に徹することで、銀行の公共的使命と社会的責任を果たしながら、お客様の信頼に応えて参ります。



● 顧客保護等管理態勢

当行では、顧客保護及び利便性の向上並びに業務の健全性・適切性を確保するために顧客保護等管理態勢の強化に取り組んでいます。リスクコンプライアンス統括部を統括部署としてお客様への説明、お客様からの要望・苦情、情報管理、外部委託管理、利益相反管理、金融円滑化管理について態勢の充実を図っております。

また、個人情報保護についても「情報セキュリティ委員会」を設置し、お客様の個人情報の保護に取り組んでいます。



勧誘方針

1. 当行は、お客様の金融商品に関する知識、経験、財産の状況および金融商品を購入される目的に応じた適切な金融商品の勧誘を行います。
2. 当行は、お客様自身の判断と責任においてお取引いただけるよう、金融商品の内容やリスク内容等の重要な事項について、書面の交付その他の適切な方法により、十分にご理解していただけるよう説明に努めます。
3. 当行は、お客様の信頼の確保を第一義とし、断定的な判断を提供したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当行は、お客様に金融商品をお勧めするに際し、深夜や早朝等お客様にとって不都合な時間帯やご迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当行は、本勧誘方針に沿った適切な勧誘を行うために、研修体制の充実や行内ルールの整備等に努めます。

顧客保護等管理方針

当行は、お客様の資産、情報の保護及び利便性向上にむけて、適切な業務運営が確保できるよう、取組んで参ります。

1. お客様との取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明及び情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. お客様からのご相談や苦情には、誠実に対応し、お客様の信頼が得られるよう努めます。
3. お客様に関する情報は、法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため適切な措置を講じることなどにより、安全に管理します。
4. お客様の個人情報、個人情報保護法および当行の個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)に則り、適切な措置を講じることなどにより、安全に管理します。
5. お客様との取引に関連して、当行の業務を外部に委託する場合は、お客様の情報やその他の利益を保護するために、委託先を適切に管理します。
6. お客様との取引に関連して、不当に、お客様の利益が損なわれないよう「利益相反管理方針」に則り、適切な措置を講じることなどにより適切に管理します。
7. お客様への円滑な資金供給に関連して、迅速かつ積極的な金融仲介機能を発揮するため「金融円滑化に関する基本方針」に則り、適切に対応します。

※本方針の「お客様」とは、「当行で取引されている方及び今後取引を検討されている方」をいいます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引(融資契約及びこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客様と当行との間で業務として行われる取引」をいいます。

利益相反管理方針

当行は、銀行法及び金融商品取引法等に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、次の事項を遵守いたします。

1. 当行は、当行及びとうぎん総合リース株式会社、株式会社東北ジェーシービーカード(以下、総称して「当行等」といいます。)がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 利益相反とは、当行等とお客様の間、又は当行等のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。当行等は、次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引で、お客様との間に契約上又は信義則上の関係を有するものについて、利益相反管理の対象とします。
 - ① 当行等のお客様を相手方とする取引
 - ② 当行等のお客様の取引相手の側に立つ取引
 - ③ 当行等のお客様の取引相手との間の、他のお客様と競合する取引
 - ④ 当行等のお客様から得た非公開情報の利用を通じ、自己の利益を図る取引
3. 当行等は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又はこれらを組み合わせることにより管理いたします。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
 - ③ 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当行等は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
また、これらの管理を適切に行うため、教育・研修等を実施し、周知徹底いたします。
5. 当行等は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について、定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融円滑化に関する基本方針

当行では、銀行業務の社会的責任に鑑み、お客さまへの円滑な資金供給を金融機関の最も重要な役割の一つであると位置付け、関係法令等に従い、次の基本方針により、その実現に向けた取り組みを行ないます。

- 1 金融円滑化および関係法令等遵守に必要な態勢を整備し、適切ナリスク管理態勢のもと迅速かつ積極的な金融仲介機能を発揮します。
- 2 お客さまの実態把握と資金使途・返済能力等の検討を十分に行い適切な審査判断をいたします。
- 3 お客さまの技術力や成長性、事業そのものの採算性や将来性を適切に見極めるための能力向上に努めます。
- 4 お客さまの要請に基づき、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を行うために、十分なコミュニケーションによる相互理解に努め、外部機関との連携を強化することで、適切かつ十分な支援に努めます。
- 5 お客さまからの新規融資や条件変更のお申込み等および謝絶の際の説明については、お客さまの知識、経験および財産の状況、これまでの取引関係等を踏まえ、適切かつ十分に対応します。
- 6 お客さまからの与信取引に関する問い合わせ、相談、要望および苦情等には、真摯な姿勢で適切かつ十分に対応するとともに、お客さまの視点に立った業務のあり方を検討し、継続的な改善に努めます。

金融円滑化組織体制概要図

